

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和五年十一月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第一部会・令和五年度第六回）

二 開催日時

令和五年十月二十七日 午前十時から午前十二時まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇一会議室

四 出席した委員

横藤田委員、酒井委員、岩元委員

五 議事の概要

1 令和三年度諮問第八号事案について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定により、審査請求人の口頭意見陳述手続を実施した。

2 前項の事案について、審議を行った。

3 令和四年度諮問第六号事案の審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行ったため、広島県行政不服審査会事務局から当該調査結果の報告を行った。

4 前項の事案について、審議を行った。